

Title	庭田範秋君学位授与報告
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.1 (1967. 1) ,p.125(125)- 128(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670101-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たのは何故であったか。換言すれば、検地を通して行政の単位とされた「村」とはどのようなものであったかという問題を、「検地帳の研究」を介して考えてみるところがあつてほしいこと。第三に、「初期検地」を介して、中世社会と近世社会との歴史的連続―断絶を、どのように理解するか。近世社会の社会・経済構造をどのように把握したらよいのかという展望について、一層積極的な見解を述べることを望ましい。第四に、このことと関連して、著者は「戦国期の領主権が、西ヨーロッパ封建制下のそれと比較しうる一種の類似性を有していたのに対し、秀吉以後、徳川時代の大名の領主権が、それとは異つたものになったのも、一つの理由はここにあると考えられる。」(序論)というが、近世社会の社会、経済、そして政治構造をどのように把握するか。そこにおける「検地」の意味がさらに位置づけられる研究作業がほしいと思われる。第五に、長年月にわたつて書かれた個別論文の集成であるため、同一事実に対する理解が章によって異つたところが見受けられる。このこと自体は研究の進歩を示すものであるけれども、そうした部分の調整を加うべきであつたと思われ。

これらについてわれわれは今後の著者に期待するものであるが、これを要するに今回提出された本論文は、第二次大戦後、太閤検地を中心に戦国末期―徳川初期について社会構成的立場に偏した検地帳研究が盛んである現状に対して反省を加え、実証的客観的研究を貫くことの必要なるを説き、この姿勢を保ちつつこれを自ら実行したものといつてよい。かかる個別研究の積み重ねの上に、やがて

わが国全体の領主制や封建社会の成立・展開についての史的研究はすすめらるべきであつて、先走つた議論よりも、たとえ範囲は狭くとも冷静な実証的立場から問題を再検討し、着実に一步一步研究を重ね、もつて検地帳分析の結果を客観的に示し、検地と近世封建社会成立の基礎との関連を論ずるといふ研究態度は、本論文「初期検地帳の研究」のなかによくこれを窺うことができる。

主論文とならんで、副論文として今般提出された近世農林漁業史に関する六篇の論文も、別の機会に何回か発表した宗門改帳の検討に基づく近世人口動態に関する一連の研究も、現下のわが国における経済史研究において欠落している部分を充してあまりある意義をもつものである。仍てわれわれは、これらのすぐれた業績からみて、著者が経済学博士の学位を授与せられる資格十分以上であると信ずるものである。

論文審査担当者 主査 高村 象 平

副査 島 崎 隆 夫

中 井 信 彦

試験の結果の要旨

右、学位申請に関連し、過去における同君の業績を検討いたした結果、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識を有するものと確認いたします。

試験担当者 小池 基 之

高村 象 平

庭田範秋君学位授与報告

報告番号 乙第一八二号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和四一年一〇月五日

学位論文題名 「保険経済学原理」

内容の要旨

「保険経済学原理」論文要旨

庭 田 範 秋

本論文は、保険の経済理論の確立を目指すものである。それは、保険なる制度は経済制度としてまず把握されなければならないと思ふからである。本論文の「第一編方法論」において、従来の保険学の在り方を批判して、経済学としての保険学の方法論を考察した。そこでは法律論的保険学への反省が試みられた。

「第二編保険本質論」では、第一編で立てられた方法論に基づき、保険学説の検討を行ないながら、これからの保険本質論はいかにあるべきかを考えた。そしていかに経済学的であっても、従来の保険商品説や保険金融説では、これまた不十分であることもわかつた。

「第三編経済学説と保険理論」では古典学派より始めて主要の経

済学説にいかん保険が登場し、位置づけられ理解されているかを追求した。そしてそれは危険の存在と経済の時間的経過との相互関連の場において理解されている。保険の存在を無視しては体系的な経済学説は、とくに分配に関してはありえない。

「第四編保険の経済理論」こそ、本論文の中心である。ここではまず保険費用は商品の価値を形成しないとの論証から始められて、保険費用の流通費用性、保険労働の不生産的性格等を論じてのち、保険資本の貨幣取扱資本なることの説明がなされた。さらに保険利潤の問題にも及んで、これは利差説的利潤としてあらねばならないと思ひ至つたのである。これらの論理追求は、多くの保険学者との論争の形式をもつて進められたのである。かかる研究を総合して、保険の本質は予備貨幣の一種として理解されるべしとの見解にも至つたのである。結局保険は金融制度としての一面も忘れてはならないのであり、本編全体を通じて保険の金融理論への体系と構想が確立された。

さて「第五編保険周辺制度論」では、主として社会保険と保険との関係を論じ、さらに「第六編保険限界論」では、現代の保険の組織と原則においては、どこまで保険が行けるであろうかを考えた。ここに保険はますますその経済性を強めるのであり、本論文はそのための主として基礎理論すなわち経済原理を追求したものである。経済学の中においていかに保険が位置づけられているかを探りながら、また経済学によって作られた諸原理をもつて、経済制度としての保険そのものの原理の解明こそが、本論文の要旨である。

学位授与報告

主論文「保険経済学原理」は、第一編保険学方法論、第二編保険本質論、第三編経済学説と保険理論、第四編保険の経済理論、第五編保険周辺制度論、第六編保険限界論の六編より成っている。

第一編「保険学方法論」においては、まず保険学の生成の由来から説き起こし、保険学の対象を保険の経済現象に求め、保険学は保険経済学であるべきこと、しかもそれは諸科学を採り集めた集合科学ではなく、一個の独立した科学であり、社会科学であり、歴史科学であり、経験科学であるべきことを主張し、保険学は、保険資本の運動法則を分析し解明することを任務とする保険経済学であるべきことを主張する。そして著者によると、保険学は、保険経済学のほか、補助諸科学に大別し、保険実務論および保険法律論などを偏重することを是正し、保険本質論の重要性を力説し、その後当面の主要な諸課題を整理している。

そして第一編「保険本質論」の後半においては、資本主義の発展の諸段階における経済事情と経済学説の関連を述べ、経済と保険、経済学説と保険学説の関連ならびに変遷を叙し、その帰結として、当然のことながら、現代の保険学は、資本主義社会における保険を研究の対象とすべきこと、そして保険経済学の研究は、保険費用の研究から出発すべきことを主張し、保険費用を流通費用とみることによって、保険資本の経済学的分析が行われ得ること、そして、そこに保険経済学の成立する拠点が見出されると主張する。このよう

な主張は、いままでもなく著者多年の研鑽の結果、得た信念に基づくのである。

第二編「保険本質論」においては、まず法律論的所産である損害説と、その論拠とする被保険利益の概念を採り上げ、それを批判し、次いで保険商品説に論鋒を転じ、これを仔細に検討し、保険はいかなる意味においても商品であることはできないとし、続いて保険金融説に関する諸学者の所説を組上り、金融は信用制度の下における利子生み貨幣資本を貸し付ける行為であると定義して、金融説を排撃し、結論として経済学的保険本質論は、いかにして形成し得べきかを論じている。

第三編「経済学説と保険理論」においては、まず正統学派の若干の代表的著作を採り上げて保険理論の生成の様相を窺い、利潤理論と保険理論の関連を検討し、経済現象における時間の要素と保険理論の展開について詳細に論述し、ワルラスの均衡理論に論及し、そこから動態経済に即応した保険の成立が可能であることを主張する。次いで利子理論と保険理論をケインズの所説を通して観察している。

第四編「保険の経済理論」は、主論文の中心部分を構成し、保険現象を経済理論に拠って分析し、保険労働、保険費用、保険利潤、保険と価値形成などの課題について、詳細かつ明解な論述をなしている。保険労働すなわちいわゆる外務員、勧誘員などの労働は生産労働であり、保険費用は流通費用で、不生産的空費であるとし、更に保険費用と修繕費の關係に言及し、保険と価値形成について

は、まず経常修繕費の保険すなわち損害を填補する保険の保険料は、商品の価値を形成するが、このような保険は真の保険ではないと断定し、次いで仕損品の保険については、仕損品と超過利潤の關係を採り上げ、これに関する見解を叙し、続いて保険費用が流通費用である所以を明らかにし、保険の本質に関する従来の諸説を排斥して、独自の予備貨幣説を主張する。

そして第四編の後半においては、保険利潤の研究を展開し、保険利潤の源泉については通説を斥け、保険資本は金融資本であり、保険利潤は、保険企業の本来的業務すなわち危険負担業務に由来するよりも、むしろ附属業務である資金運用業務に由来することを主張し、保険企業の収益は、金融収益に出ずることを主張する。これは現代の資本主義社会の実情に即して導き出した妥当な見解である。

第五編「保険周辺制度論」においては、社会保険と共済を採り上げ、社会保険は、国民所得の多寡によって、生命保険との共存もしくは競合の關係に立つこと、それから社会保険の特性および社会的費用を解明し、社会保険の典型的仕組として医療保険を採り上げ、医療の現物給付については、保険原理とは別個の福祉原理に拠ると主張し、共済については、私営保険のものと、社会保険の性格のものとであると述べ、将来の趨勢としては、保険に近似するものと、保障に近似するものとであると述べている。

第六編「保険限界論」においては、保険の成立し発展する諸条件を論述している。

次に参考論文「社会保険と社会保障の研究論文集」は、表題の示

す通り、社会保険と社会保障に関する著者の研究論文を採録したもので、この分野における造詣の浅くないことを立証する諸篇である。これを要するに、主論文は、保険現象を著者の多年の研鑽思索による経済理論に照し合わせて解明し、保険経済学を一個の独立した社会科学として樹立することを目的とし、そのために先ず首尾一貫した方法論を確立し、それに基づいて保険経済学の在り方を規定し、その研究の対象となる保険の本質を明確にし、保険資本の運動法則を分析し、保険現象を解明し、保険の本質については、予備貨幣説に到達したのである。その所説によると保険は偶然の災害に対する予備貨幣を社会的形態で蓄積する制度であって、多数の経済主体が結合し、確率計算に基づく公平な分担額をその方法とするものである。そして保険の経済理論としては、保険価値形成の問題、保険利潤の源泉を追求し、保険資本が金融資本であることを明瞭にし、その後、保険の限界すなわち保険の成立ならびに発展の諸条件を論じている。

主論文「保険経済学原理」の著者庭田範秋君は、昭和二五年、慶応義塾大学経済学部(旧制)を卒業し、保険学を専攻するため大学院(旧制)に入学し、爾来、今日に至るまで約十五年間、不断の研究を重ね、多数の研究論文を学術雑誌に発表し、それらを再検討の上、取りまとめ「保険経済学序説」(昭和三五年、慶応通信刊)、「わが国近代保険学の発展」(昭和三七年、慶応通信刊)、「社会保障の基本原理」(昭和三九年、慶応通信刊)、「保険理論の展開」(昭和四一年、有斐閣刊)の諸著書を相次いで刊行している。これらの諸著作は、

発表・刊行の当時、それぞれ専門学者の間から批判・講評を受け、学界に少なからぬ反響を与えたが、それらの諸篇に対して、厳密な再検討を加えて出来たのが、主論文「保険経済学原理」である。

従って主論文「保険経済学原理」は、多年にわたる不断の研究の成果を集成したものであり、量質ともに稀れにみる大著であり、その構成、研究の意図ならびに成果については、前段に述べた通りである。が、愆をいえば、例えば経済学説と保険理論の関連を論ずるにあたっては、諸学派の経済学者あるいは経営学者の多数の代表的な著書について、更に博く渉獵すべきであり、資本主義経済と保険企業の関係をはじめ、保険の本質、保険労働、社会保険などの諸課題を論ずるにあたっては、現実を巨細に観察し、分析し、その上で慎重に考慮して決定すべきであろう。

しかしそれにもかかわらず、主論文「保険経済学原理」は、一言にして尽くせば、まず保険学の方法論を独自の見地から確立し、それに基づいて、前人未踏ではないが、保険学の研究に新しい分野を開拓したばかりでなく、内外における保険学の進展に寄与した功績は頗る顕著である。

仍て主論文「保険経済学原理」および参考論文「社会保険および社会保障に関する論文集」の著者庭田範秋君は、経済学博士の学位を受ける十分の資格がある者と認める。

論文審査担当者

主査 園 乾 治

副査

鈴木 保 良

副査

小 高 泰 雄

試験の結果の要旨

右、学位申請に関連し、過去における同君の業績を検討した結果、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識を有するものと認めます。

試験担当者

増 井 健 一

山 榊 忠 恕